

2023年2月28日

## 意見陳述書

福岡高等裁判所 第一民事部 御中

控訴人ら代理人

弁護士 森永正之

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 【はじめに】

冒頭に憲法9条を掲げました。この裁判の根幹にかかわる条文です。

この憲法9条をはじめとして、憲法は軍事に権限を与えていません。「無」の状態です。ですから、日本における安全保障の問題は、必然的に憲法問題と直結します。そして、自衛隊が創設されてからというもの、自衛隊が憲法9条2項の「戦力」に該当しないと理屈づける必要がありました。

その中で政府は、憲法解釈として、個別的自衛権の行使はできても集団的自衛権の行使はできない、他国の武力行為と一体化するようなことはできない、として、自衛隊に関する法律や予算を通してきました。法律や予算は国会が決めることから、この憲法解釈は政府と国会の共通理解となっていたものです。少なくとも、新安保法制が制定されるまでは、ですが。

この新安保法制が制定され、自衛隊の任務内容、兵器、能力はより攻撃的なものに変化し、自衛隊は、日本の領域外で米軍と共同訓練を行い、米軍と一体化しつつ

あります。

その一つの到達点が、敵基地攻撃能力・反撃力の保有です。本裁判において半田滋証人が述べたとおり、2022年12月安保関連3文書が改定され、反撃能力の保有が明記されるに至りました。

### 【存立危機で反撃力行使の意味するもの】

2023年1月31日付の長崎新聞のトップ記事は、「存立危機で反撃力行使も」「首相 具体例は説明せず」でした。台湾有事を想定した発言と思われます。

日本には武力攻撃が発生していない存立危機事態において、反撃力（ここでは従前の例にならい「敵基地攻撃能力」ともいいます。）を行使するということは、すなわち、アメリカという他国防衛のための集団的自衛権の行使に他なりません。

この集団的自衛権の行使は、他国間の国際紛争を解決するための武力の行使となり、日本から相手国（中国）に対し、新たに武力行使をすることとなります。そして、その国との間で武力抗争事態を新たに発生させることになるのですから、憲法9条1項が禁止する「国際紛争を解決する手段」としての「武力の行使」となることは明らかです。

そのような他国防衛のための軍事的実力は、日本の領土を守るための必要最小限の実力とはいえないことも、また明らかですから、憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」に他なりません。集団的自衛権の行使は、確立した憲法解釈、慣習法化した憲法解釈を持ち出すまでもなく、正面から憲法9条に反するのです。

しかも、日本が存立危機事態で反撃力を行使して敵基地攻撃を行うとすれば、その相手国との関係では国際法上違法な先制攻撃に当たります。

さらに、反撃力は、敵基地より広く相手国の指揮系統への攻撃を加えることも目的としております。中国であれば北京に対して攻撃を加えることとなります。北京を攻撃すれば、全面戦争となるのは必至です。中国は核保有国です。戦禍は、沖縄、

長崎、九州に留まらず、日本全土に及びます。

このように、相手国の領域を直接攻撃する「敵基地」等への攻撃は、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に直結するものであり、その結果は多大な国民の犠牲と広範な国土の荒廃を伴って、再びこの国に戦争の惨禍をもたらすことになりかねません。抑止どころか破滅への途です。日本がアメリカの盾になってしまいます。

ところが政府は、中国や北朝鮮の脅威をあり、「抑止力」「抑止力」と連呼しています。軍事的抑止力が向上しさえすれば、戦争は起こらないと。それしか言いません。

しかし、抑止力が破れて戦争状態になることがあることは、湾岸戦争やロシアのウクライナ侵攻等歴史から明らかです。

台湾有事では、この危惧が現実化しかねません。そのような状況になっているのが現状ではないでしょうか。

そして、この破滅への途の起点となっているものは何か。それは、本件で問題となっている新安保法制の制定なのです。

マスコミの論調を見ると、敵基地攻撃能力・反撃力に関し、防衛費増額がクローズアップされていますが、このように新安保法制を起点とした憲法破壊の問題が拡大していることを改めて認識する必要があります。

### **【終わりに】**

控訴人らが受けた多大な精神的苦痛、すなわち新安保法制の制定・施行による戦争への不安や恐怖、アイデンティティーの否定は、控訴人らの体験や人生体験と結びつくことで、明確で具体的なものとして控訴人らの心を深く傷つけています。漠

然とした不安感などではありません。このことを控訴人らは、陳述書で、法廷での尋問で、そして今回の意見陳述でも明らかにしました。そして、憲法違反の新安保法制によりもたらされる精神的苦痛について、控訴人らが受忍させられるいわれはありません。

そして、同時に、控訴人らが望むのは、自分のみならず子や孫のために戦争のない平和な世の中を引き継がせることです。

すなわち、私たちが望む未来は、「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存することのできる」未来です。そのために、裁判をしているのです。

破滅に至る一步前で、全てのことの始まりである新安保法制が違憲であるとして、一度立ち止まる必要があります。暴走機関車のように突き進む政府や国会には期待できません。それは裁判所の役割です。

裁判官のみなさんが望む未来はどのような未来ですか。

以上